

---

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 1番、民の会、西田祐子議員、登壇を願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） おはようございます。民の会の西田祐子でございます。

このたびは会派を代表いたしまして、白老町財政について質問をさせていただきたいと思っております。

平成19年度に国で示された指針に従い、前回に財政改革プログラムをつくり、また今回はさらに新財政改革プログラムを超える財政健全化プランを策定したものであります。それにつきまして一昨年、白老町の財源不足が判明し昨年町長の私的諮問機関である白老町財政健全化外部有識者検討委員会の答申が示され、新たな白老町財政健全化プラン（案）が出されました。これについてお伺いしていきたいと思っております。また白老町の将来について、財政についてもお伺いしていきたいと思っております。

議会も白老町財政健全化に関する調査特別委員会を設置し、特別委員会26回、特別小委員会14回、全40回にも及ぶ議論が重ねられてきました。このプラン案に対するパブリックコメントが平成25年10月16日から12月2日までに行われ、10名53件の意見が提出されました。26年3月の白老町広報で意見の概要と意見に対するまちの考え方が示されております。しかしながらパブリックコメント提言者とまちの答えに食い違いが所々感じられます。またパブリックコメントでは白老町財政健全化プランに反映すべきと思われるような貴重なご意見、提言もあると思っております。町民の高い関心事であると思っておりますので町長にお伺いいたします。

まず1点目、パブリックコメントでは従来のプログラムから事業の廃止・縮小、予算の削減が中心だったように思えるが方向性を大きく転換し、歳入の増加策を中心とした資金調達に力点を移すべきとの意見が出されております。それに対してまちは歳入の増加に向け産業振興や企業誘致などに今後も鋭意取り組んでまいりますと答えていますが、過去10年の間に東京事務所を出されて企業誘致に鋭意取り組んできたと思っております。今まで対策を講じてきて結果が出ていないように思いますが、それなのにこれからどのように結果を出していくのか、そのお考えを伺います。また資金調達に力点を移す具体的な対策や考え方についてお伺いいたします。

2点目、財政健全化プランの第4章の具体的な健全化の中で、収納効率の向上を目指しますなどの表現はスローガンのであり具体的な取り組み内容を明示すべきとの意見がありました。確かに健全化プランの具体的な対策項目なのに収納率の向上を目指します、特別養護老人ホームの入所率の向上を目指します、起債を抑制することを目指しますなど抽象的な言い回しで濁されているように感じるとまず指摘させていただきます。またここでは語句や表現の修正をパブリックコメント提案者は求めているわけではないと思っております。さらにここで白老町情報公開条例や自治基本条例でもうたわれていますように、実施機関は情報が記録されている公文書を保有していない場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは当該情報取得または作成し提供ができるとございます。つまり町民にわかりやすく情報を作成し提供することができる

と解釈できます。財政健全化プランの成案の中で情報提供のあり方として具体的な取り組み内容、公開の工夫が見られるべきだと思いますがお考えを伺います。

3点目、白老町財政健全化外部有識者検討委員会の報告書の中の町立病院の原則廃止の対策内容では、町民も参加する形で徹底的に議論を進め方向づけを行っていく必要があると示されているのに、町民との議論を省略するという手抜きをして最初から先送りの方向づけを出す姿勢は白老町財政健全化外部有識者検討委員会の答申を全く無視している。このような手法では健全化プランの第2章財政健全化に向けた基本方針の取り組み姿勢の中の、町民に随時財政情報の提供を行い情報共有を図りますとは書いているが町民との危機意識の共有にはなり得ないとパブリックコメントではこのような意見が出されております。これに対して町側は現状で最善な方針を示したと答えております。どのような方法で最善としたのか。その根拠は何か具体的にお伺いいたします。またこの意見提案者は町民の参加する形で徹底的に議論を進め方向づけを出した上で、具体的に改革プランを策定しその案を町民に提示すべきと申し上げていると思われまます。私もそうあるべきだと思っております。そこで今回の白老町町立病院の件は白老町自治基本条例の第2章情報共有、第3章町民参加にのっとり整合性はとれているのでしょうか、説明をお伺いいたします。

4点目、白老町財政健全化プラン（案）の作成を含めて短期間に計画の見直しが必要になったのは、根本的な財政運営の失敗の原因分析が不十分であったのではないかという意見がございます。またまちはプラン（案）第1章において、将来の財政運営に対する収支状況の見込みに対する危機の認識を欠いたことが今日の白老町の財政状況になったものと判断しているとも書いております。これは財政運営に失敗したと解釈できるのではないのでしょうか。町民に対して前政権が財政運営に失敗したと明確に発信して謝罪をされたほうが戸田町長の目指すべきこれからのまちづくりに最大限力を傾注できると思っておりますがお考えをお伺いいたします。

5点目、プライマリーバランスの黒字化・均衡化を将来目標に見据え、各年度ごとに達成のための目標金額を明示した実現性の高い持続可能な計画にすべきとの意見がございます。政府は平成13年の経済財政諮問会議の骨太方針で財政再建の中期目標としてプライマリーバランス、基礎的財政収支を黒字にすることが適切だとしました。その理由は第1に世帯間の公平という観点から現在の公共サービス費用を将来の世代に先送りするべきではない。第2に財政の持続可能性を回復するためには債務残高を対GDP比で増大させないようにする必要があり、それには元利払い上の借金を新たに行うべきではないとしています。平成25年6月に骨太方針で中長期財政健全化に向けて目標を挙げましたが達成がほぼ不可能であることは明確であります。政府の見解を白老町に当てはめ、どのように読み解けばよいのか伺います。また白老町の財政が黒字化しているのであれば固定資産税や法人税、職員の給与がいつから戻るのでしょうか。町民負担の軽減・職員負担の軽減はいつから可能なのでしょうか。新たな起債は起こさずに政策予算はいつから可能なのでしょうか。過疎債はまた使わないのでしょうか。もし使ったらプライマリーバランス、基礎的財政収支の黒字化はどのようになるのでしょうかお伺いいたします。

6点目 輻藏の特別会計において繰上充用を恒常的に実施してきたことにより一時借入れに伴う借金を増大させ、借金返済のための借金をした状況、借金をとめることができなかった状況、繰上充用を増大させた原因の分析が足りないのではないかと思います。これについてのお考えを伺います。また今後の公共下水道工事、特別養護老人ホーム事業、国民健康保険病院、港湾機能施設事業が一般会計からの繰出金の適正化や削減をどのように考えられていますでしょうか。これらの会計をまちとして一定の考え方が必要であると思いますので見解を伺います。

7点目、組織決定のあり方の改善が必要とのパブリックコメントの指摘に対して、まちは組織決定については財政調整会議を行い最終的な決定は理事者を含む政策会議で決定していると答えています。ところが白老町財政健全化外部有識者検討委員会ではガバナンスの劣化が指摘されています。ガバナンスとは通常、統制・統治などと訳されていますが白老町のガバナンスの劣化、組織決定などの劣化はないのかお伺いいたします。

8点目、事務事業の中で町民参加による事業仕分けや住民投票制度を採用すべきとの町民からの新たな提案があったのに、財政改革推進委員会、各審議会、自治基本条例、パブリックコメント制度などの現行の仕組みを有効活用し幅広く町民意見を踏まえた行財政運営を進めていきますとまちは答えています。もともとある制度でうまくいかなかったから町民から新たな提案があったのに門前払いするような不誠実な答弁だと私は感じております。これを要らないとする理由は何か、最低限説明する責任があると思いますのでこの辺をお伺いいたします。また自治基本条例の中の住民投票にストップをかける状態にならないのかお伺いいたします。

9点目、パブリックコメントでは白老町立国民健康保険病院事業の施設改善に努めてこなかった歴代の病院開設者、イコール白老町長に責任はなかったのでしょうかと過去の責任を聞いていますが、町財政を健全化することが最優先の責務と捉えていると町は真正面から答えていないように思います。白老町立国民健康保険病院事業の最高責任者は白老町長ではないのでしょうか。一体誰が責任者なのか、このことについて明確にお答えをいただきたいと思います。

10点目、バイオマス燃料化事業では中止・廃止・撤退・縮小の意見がほとんどです。バイオマス事業のこれまでの失敗の経緯を明らかにし行政としての説明責任を果たし、その責任の所在を明確にしその上で町民の理解を得る必要があると私たち会派は常々主張してまいりました。改めて行政の判断をお伺いいたします。

11点目、補助金について。国や北海道の補助金、民間助成金も相当あるので獲得のためまちと民間団体が連携し獲得する戦略が必要であるという斬新なパブリックコメントがありました。そこで国や北海道の補助金や民間助成金獲得のため民間団体と連携し獲得する戦略・手法・実施・方針の策定をどのように考えているのか伺います。また必要な支援とは何か具体的に伺います。具体的な方針をいつまでに出すのかお伺いいたします。

12点目、歳入の確保。ここでは家屋全件調査の集中実施、空き家・教員住宅・職員住宅の一般住宅化、町有未利用地を町営住宅入居者駐車場としての活用などのパブリックコメントがありましたが、家屋全件調査につきましてははすぐに実施できないのはなぜなのでしょう、またすぐできる体制がとれないことに問題はないのかお伺いいたします。空き家・教員住宅・職員

住宅の一般住宅にするべきと思いますが、実際に教員・職員住宅は何戸ありますか。また建築年度別にこの辺もぜひ教えていただければと思います。次に未利用地の活用についてですが、今後の検討と回答していますがこれは単なる先送りであろうと感じております。駐車場がなく実際に不足して困っているのに言い訳にしか聞こえません。前向きに歳入対策を講じるような回答をぜひ求めます。

13点目、平成19年度に財政危機を招き、そのとき前町長は二度と同じ過ちを犯さないという強い決意のもとに財政健全化を進めてまいりました。2度目の財政危機に陥ったことは町民の信頼を失うものであったと私たち会派は考えております。また白老町情報公開条例や白老町自治基本条例協働のまちとして道内の自治体を牽引してきた白老町が、白老町財政健全化外部有識者検討委員会で今回の財政危機の本質は白老町の財政実態が町民・地域との情報共有が著しく不足しており、町民・地域が白老町の財政危機を自ら問題として認識し議論することが困難な状況に陥ったと指摘しています。この指摘はもっともだと思っております。交付金が少しばかりふえたとか、町税や固定資産税が上向いたとか、目先のことにとらわれることもなく前町長が財政実態を町民と正しく情報共有さえしていれば、このような財政危機になることもなく当初予定の平成28年度にはそれこそ本当に普通のまちになることができたと思っております。今までの行政の慣例や前例主義を超えて町民に財政実態を包み隠さず説明することが大切であり、情報の共有こそが住民と心合わせていくことであり、それこそが白老町再生の一番の近道であると思っております。町長の考えをお伺いいたします。

14点目、今年度白老町は過疎地域としての要件を満たし対象となる予定です。過疎地域自立促進特別支援法の第1条に、「この法律は人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備などが他の地域に比較して低位にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しき風格のある国土の形成に寄与することを目的とする。」と書かれております。しかしながら、私たち会派としては寂しいというか、残念というか、非常に残念で本当に素直に喜べないというのが本音でございます。対象となる財政上の優遇措置を活用するとしていますが、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて発行される地方債、同法で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められており、発行額に応じて国からの地方交付税が増額されるため元利償還の負担は少なく過疎地域の貴重な財源となっておりますけれども、また別の方面では税金の有効活用の観点から問題視する意見もあります。今回の過疎地域自立促進特別措置法第6条、過疎地域自立促進方針に基づき市町村議会の議決を得て作成されるとありますけれども、策定に当たっての要件やまた条件、財政健全化プランを実施するに当たりどのように有利に運用されるのかお伺いいたします。

15点目、平成32年までの白老町の人口予想はどのようになるのでしょうか。白老町財政健全化プランで示された人口想定どおりになるのでしょうか。また今後10年後20年後のまちの姿はどうなるのでしょうか。さらに白老町財政健全化プラン終了後の平成32年度以降、限界集落問

題と後期高齢化と少子化による人口減少問題など今までなかったことについて具体的にどのような対策が必要になってくるのかお伺いいたします。

16点目、最後になります。未来に対する夢や希望の持てるまちでなければ総合計画の将来像である「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」の実現にはならないと思います。第5次総合計画の見直しや大転換も必要ではないでしょうか。白老町財政健全化プランが計画どおり進むために何が必要なのかお伺いして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 西田議員の代表質問にお答えいたします。白老町財政についてのご質問であります。

1項目目の資金調達と企業誘致の取り組みについてであります。歳入の増加策につきましては産業振興や企業誘致を進めることで町内に経済の活性化と税収の確保ができるとともに、さらには課題となっている人口減少や少子高齢化に歯どめが期待されるなどの相乗効果が生まれるものであり今後も積極的に進めていく考えであります。

次に企業誘致活動についてであります。これまでさまざまな手法で企業誘致活動を展開してまいりましたが近年のリーマンショックや円高などの影響により多くの企業が設備投資を控え厳しい経済環境でありました。このような中、本町では株式会社ナチュラルサイエンスの誘致決定やメガソーラーの誘致など一定の成果を上げております。今後は白老港を核とした流通面の優位性をPRしながら、人的ネットワークの強化と各関係機関との連携を深化させて食品関連産業を中心に誘致活動を推進するとともに、私も積極的にトップセールスを行い増収対策に取り組む考えであります。

2項目目の情報提供のあり方についてであります。財政健全化プランで示している取り組みの具体的な内容については、町民の皆さんに丁寧な情報提供を行うとともに町の財政情報やプランの進捗状況についても情報提供を行い情報の共有化に努めてまいります。

3項目目の町立病院の取り組み方針と町民参加についてであります。財政健全化プラン（案）は外部有識者検討委員会や町行政改革推進委員会からの答申を踏まえながら、これまでの議会や町民の皆さんのご意見を参酌してすぐに行うことができるものと検討を要するものを選択し取りまとめたものであります。特に町立病院については町民の皆さんの健康を守る地域医療の場の確保と財政の健全化を図ることが大事なことと捉えており、その方向づけまでには一定期間の経営改善の成果などを見極める必要があるものと判断したところであります。町民との情報共有と町民参加については自治基本条例の物事の必要性などの共通認識を図りながらまちづくりを進めることと、町民の意思が反映されるよう町政の参加に努めるという規定を遵守するとともに、プラン（案）にお示しした取り組み姿勢の財政情報の提供を行い情報の共有を図ってまいります。

4項目目の財政危機の原因分析についてであります。収支状況の見込みに対する危機の認識を欠いたことで現在の財政危機を招いたことについては真摯に反省しプランを着実に進めることが将来のまちづくりの基盤をつくるものであり、一日でも早く財政健全化を達成することが私の使命であると考えております。また前任者の財政運営に対してはその時々の政策判断であり議会の理解をいただき執行してきたことでもありますので私から意見を述べることはありません。

5項目目のプライマリーバランスについてであります。本町のプライマリーバランスは黒字になっており財政健全化プラン計画期間中も黒字を継続していけるものと考えております。また政府の中期財政計画についての見解については意見する立場ではありませんのでご理解願います。

5項目目の1点目の固定資産税、法人税の超過課税率、職員給与削減の解除と2点目の町民職員負担の軽減については関連がありますので一括してお答えいたします。プライマリーバランスが黒字であっても収支状況が黒字にならないければ超過税率の解除や職員給与削減の解除等は困難な状況にあります。プラン期間中においては特に地域の経済が好循環して歳入財源が増加していくことが望めるような財政状況になれば見直しすることも検討してまいります。

3点目の起債の発行に頼らない予算についてであります。地方債の発行は単年度の財政負担を平準化するとともに長期にわたって町民が利用する公共施設等の建設財源を将来の利用者にも均等に負担してもらうことを目的としていることから、公共施設等を建設する場合には一定の発行が必要と考えております。

4点目の過疎債の発行とプライマリーバランスについてであります。今国会に提案される予定の過疎法の一部改正法案が成立した際には過疎債を有効に活用していきますが、プランで示しているとおりの起債額の発行枠を遵守していく考えであります。このことからプライマリーバランスに影響はないものであります。

6項目目の繰上充用と繰出金の適正化についてであります。特別会計の繰上充用は介護老人保健施設事業会計が平成23、24年度決算で行っておりますが繰上充用後の運営については一時借入金を金融機関から借入れを行わず一般会計の資金運用を行っていることから借金の増加はないものと捉えております。公共下水道事業会計、国民健康保険病院事業会計の繰出金は地方公営企業法の繰出基準によって繰出しを行っておりますが、内部管理経費等の削減については自助努力に努めております。また特別養護老人ホーム事業会計、港湾施設機能設備事業会計への繰出しは、繰出基準はありませんが経営努力を行ってもなお収支不足が発生した場合に行うこととしており、経営努力を最優先に行うことが大前提になっております。

7項目目の組織決定のあり方についてであります。重要政策や長年の懸案事項の解決に向けての必要な施策判断については社会情勢の変化や町民ニーズに対応した政策判断を行っていくため横断的に多くの職員から意見を聞き、政策調整会議や政策会議により議論を深め、それらの意見を加味しながら適時的確な政策判断に努めることとし昨年4月から本体制を整え政策決定機能を高めていることからガバナンスや組織決定に劣化はないものと捉えております。また

これらの会議を通じて職員の意識改革や組織の活性化が図られていくものと考えております。

8項目目の町民参加による事業仕分けや住民投票制度の採用についてであります。事務事業の見直しなどについてはパブリックコメント制度や各審議会など現行の仕組みを有効に活用し町民の意見を踏まえ進めていきたいとの考えであり、必ずしもご意見を否定したものではありませんのでご理解願いたいと思います。ご質問の町民参加による事業仕分けにつきましては事務事業評価の取り組み手法の一つの参考にしてまいりたいと考えます。また白老町自治基本条例に基づいた住民投票の実施については町政に係る重要事項を議会の議決を経て住民投票の制度を設けることとしており、健全化プラン（案）の事務事業を住民投票制度によって執行することはなじまないと判断したところであります。

9項目目の町立病院のこれまで施設改善に努めてこなかった過去の町長の責任についてであります。病院施設の改善が必要なことはこれまでも町として十分認識しておりますが、財政的要因なども含めその時々において検討してきているところでもあります。しかし施設改善の実施自体は今日の病院問題における大きな懸案となっていることを十分認識しているところでもあります。

10項目目のバイオマス事業についてであります。事業の経過につきましてはこれまでも所管委員会や調査特別委員会等にご説明させていただいたところでもあります。施設を現状のまま運転を続けた場合に整備点検等の大幅な経費増となり、この経費を継続負担していくことができないことから運転規模を縮小し登別市との広域処理に移行します。町民の皆様にはこれまでの経過や今後の運営方法などについて十分な説明を行い協力をいただく考えであります。

11項目目の補助金についてであります。補助金等につきましては国、道や民間団体から交付されるものがあり対象事業も複数団体の連携事業や個別企業、団体を対象とするものなど多種多様にわたっています。このことから町としてはこれまで所管する行政機関や関係団体への情報収集に努め町内関係団体への情報提供やアドバイス、調整などの支援を行っておりますが、今後ともこのような取り組みを進めるとともに情報収集先の拡充に努め、新たな補助制度の早期把握のため民間研究機関等との連携交流などを進めてまいりたいと考えております。

12項目目の家屋の全軒調査、空き家教員・職員住宅の一般住宅化、公営住宅駐車場の不足についてであります。家屋全軒調査につきましては平成21年度の社台地区で全件調査を終えており、22年度以降は職員数の減や評価替えも重なり継続した調査は実施してきておりません。しかしながら公平な税負担や歳入確保の観点から家屋調査は重要であると認識しており、調査方法を工夫するなど実施に向け取り組んでまいります。空き家教員・職員住宅の一般住宅化につきましては建築後数十年経過していることなどから建物の老朽化が進み、現状のまま一般住宅化していくことは困難で土地の計画的な売却を進め歳入の確保を図りたいと考えております。現在の空き家教員職員住宅の状況であります。教員住宅は戸数51戸のうち空き家戸数は14戸となっております。また職員住宅は全戸数37戸のうち空き家戸数は24戸で、いずれも既に建築してから30から40年以上が経過しております。町営住宅などの駐車場の不足については路上駐車対策なども含め駐車場の整備など対策が早急に必要と認識しておりますが、利用者の負担など課

題もあり今後十分議論を深め対応を検討してまいりたいと考えております。

13項目目の情報共有のあり方についてであります。白老町自治基本条例、白老町情報公開条例の趣旨を基本にして町民との情報共有が非常に重要なものと認識しており、改正健全化プランにおいても職員の意識改革と町民との情報共有を取り組み姿勢として掲げております。本町は協働のまちづくりを町民と行政が共に担ってきた経過もあり町からの情報は町民にわかりやすいように工夫しながら全職員が共通認識を持ち取り組んでまいります。

14項目目の過疎地域指定についてであります。今国会に提案が予定されている過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案では、本町を含め道内で新たに6市町村が過疎地域とし指定される見込みとなっております。指定後は道が定める過疎地域自立促進方針に基づき過疎地域自立促進市町村計画を策定することにより過疎対策事業債などの財政上の優遇措置を受けることが可能となりますので財政健全化プランに示す財政負担を軽減する運用も図れます。また市町村計画は産業の振興、地域間交流、高齢者等の福祉増進、地域文化の振興に関する事項など基盤整備や生活向上につながる自立促進のための方針と対策を示すものであり、本町といたしましても第5次総合計画や財政健全化プランを踏まえ道と協議を行いながら策定していく考えであります。

15項目目の人口予想と人口減少対策についてであります。平成25年3月に人口問題研究所が公表した32年の白老町の総人口は1万6,542人で、65歳以上の割合は45.2%、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が47.3%、15歳未満の割合が7.5%と推計されています。また42年には65歳以上の割合が46.9%と生産年齢人口の46.5%を上回り、年少人口は6.6%になると推計され少子高齢化が一層進むことが予想されております。既に町内会活動等においても高齢化や担い手不足が進行しており、地域における自主的なコミュニティー活動が低下し地縁関係も希薄化するなどの影響が出てきており問題視されております。このような状況下において地域を維持していくためには協働意識の共有が大切であり、地区コミュニティー計画の策定等を通して目的と意識の醸成による地域コミュニティーの活性化を図っていくとともに人口規模に対する適正な基盤整備と生活環境の確保、向上を進めていく考えであります。

16項目目の第5次総合計画の見直しの考えと財政健全化プランの進行についてであります。第5次総合計画の基本構想及び基本計画はまちづくりの政策、施策の方向性を示すものであり、大きな政策的変化や時代変貌があれば必要に応じて見直しすることが可能であります。今回の財政健全化プランによつての見直しは当面考えておりません。また実施計画は財政計画と整合性をとりながら毎年度見直しすることとしております。そして財政健全化プランを確実に進めるためには、堅実な財政運営への信念を持って規律を保ちながらまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

○7番（西田祐子君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私の代表質問に対しまして丁寧にお答えいただきありがとうございます。再質問を何点かささせていただきますのでよろしくお願いいたします。



まず1点目の財政資金調達と企業誘致の取り組み、これについてなのですけれども、町長は最後に積極的にトップセールスを行い増収対策に取り組む考えでありますとこのように力強く答弁していただきましたけれども、やはり具体的に白老町における一次産業、二次産業、三次産業この実態をきちんとまず調査されているのかということが大事なのではないかと考えております。まず三次産業におきましても福祉関係のサービスなのか、それとも観光とかそういうものの本当のサービス産業なのか。製造業にいたしましても水産関係なのか、それとも農業関係なのか、それとも実際に物をつくる工業製品そういうようなものの製造工場なのか。やはりそういうきちんとした基本的な考え方、そういう具体的なものをまずきちんと調査していかなければ、これから白老のまちにとって何が本当に必要なのだろう、何が足りないのだろう、どこを攻めていったらいいのだろう、そういうところがまず必要なのではないかと考えます。そのお考え方をまず一つ伺います。

次にほとんどのものはいいのですけれども、特にありがたかったと思っているのが一つあります。13項目目のまちからの情報は、町長は町民にわかりやすいように工夫しながら全職員が共通認識を持ち取り組んでまいりますとこのように答弁いただきました。私はまず今回の質問で一番の重要なポイントはここでございました。やはり情報共有、町民にわかりやすく説明してくださる、このような答弁をいただきましたので、これからはこのような姿勢でぜひ町民、議会、そしてまちが一体となって行財政運営をしていけたらいいと思っております。

そこでまず特別養護老人ホームのことについてお伺いいたします。今回のパブリックコメントの中で特別養護老人ホーム事業で待機者がたくさんいるのに入所できず、税金の繰出しが行われることに対して異論が出ていますと。これは特別老人ホームなのですけれども、胆振圏内の特別養護老人ホームは全部で11カ所、25年12月末現在で定員730名、待機者が827名、白老町内では寿幸園が74名、北海道リハビリテーション108名待機しているとこのようにホームページに載っております。待機者が複数施設に申し込みしている、このようなときに入所もできずにいるというのは非常に非効率であり、待機されている方々にとっても非常に不幸だと思われ、まちは退所が出た場合は早期に入所できるよう待機者の状況を常に把握するよう指導すると答弁しております。それでは東胆振圏内の寿幸園以外の特別養護老人ホームではその辺はどのような対応をされているのかお調べになっておりますでしょうか。その辺をお伺いいたします。

それと特別養護老人ホームばかりではないのですけれども、白老町でも行われております指定管理者、多くの自治体で策定して、また白老町でも指定管理を行っております。その中で一つの考え方として、これはいろいろな自治体でそれに近いようなものをつくっているのですが、よりよい指定管理制度のために制度の意義、目的とマネジメントサイクルの構築が上げられています。指定管理者制度は民間活力の導入により主として施設の設置目的の達成、つまり住民サービスの向上、それから加えて経費の削減を目指すものであります。白老町は今回の財政の問題の中でこの指定管理者制度というものも少しは触れられておりますけれども、そこの中できちんとした考え方を持っているのかどうなのかということが大事になってくるのではないかと考えます。この指定管理者によるマネジメント、施設の設置目的を達成しつつ経費の削

減が図られるようバランスよく両立しているかどうかを確認されていかなければならないと思います。もちろん指定管理者制度というのは公のところを管理することですから、モラルに反さない、当然そういうものはきちんとした法令遵守も必要なのですけれども、この指定期間中における管理業務の内容や経理の状況などの報告を求め、利用者の声を聴取し実施について調査するなど当該指定管理者による管理の実態を把握する必要があると。それに対して問題があれば適切に改善する計画、選定、管理運営、評価、見直し、改善、これらをきちんとするというような指針が白老町にあるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

2点目、町立病院についてであります。町長は今回の町立病院のこの問題につきまして責任者は町長であると明言はしていただけてはいたしませんでしたが、それでもやっぱり町立病院というものに対しての最高責任者だと私はそのように思っております。そこの中で今回もありましたパブリックコメントの中で非常に素晴らしいと思う意見がございました。ここの中で北海道では外来と訪問診療に先進的に取り組んでいる機関として北海道家庭医学センターや支える医療研究所などが上げられます。道内各地で地域医療に真摯に取り組んでいる家庭医の方々はさまざまな出身地でありながら赴任しているそのまちを愛し町民と一体となってまちづくりを行っています。入院病棟がなくても専門的な治療が必要な方には訪問診療と保健・福祉の関係機関との協力で在宅でのみとりも積極的に行い今後は白老町でも必要不可欠な取り組みだと思えますと病院の方向性を力強く提言してくださるようなパブリックコメントがございました。ここで述べられている北海道家庭医学センターや支える医療研究所とはどのような組織なのでしょうか。その辺はお調べになっていますでしょうか、お伺いいたします。

またまちは9月に町立病院の方向性を示すと言っておりますけれども、家庭医や訪問医療で在宅の患者をふやす政策はこれから超高齢化社会を迎える白老町にとって大事な政策であると思いますが、このような貴重な提案に対して早急に町としては考え行動するべきだと思いますけれども、その考えをお伺いいたします。

次に補助金についての資金調達についてお伺いいたします。補助金や民間助成金は福祉・環境・教育など多岐にわたると思いますが、それぞれのデータベース化したものを一覧表にして作成していらっしゃいますでしょうか。その一覧表を誰が把握しているのか。また一元管理する仕組みはありますか。戦略的に獲得を目指す具体的な行動指針が必要なのではないのでしょうか。

また外郭団体の協力を得ながら獲得するための戦略を持つべきではないのでしょうか。事業者・NPO・公益法人などが対象になる民間助成金がありますが、まちと民間が連携する戦略で補助金を獲得するべきではないのでしょうか。そのための補助金・助成金・モデル事業など事前情報を獲得するノウハウが必要だと思いませんか。それをするべきだと思いますがいかがでしょうか。事前情報に見合う事業があるのかどうか、行政・経済団体・民間団体などの意向把握も必要だと思いますがいかがでしょうか。補助金・交付金・モデル事業などの申請書作成技術の向上などを策定するべきだと思いますがこれらについて具体的にお示しいただければと思います。

次に繰上充用についてお伺いいたします。平成19年度に作成された前回の新財政改革プログラム（案）で工業団地造成事業会計のことについてですけれども、平成元年から工業団地の造成にまちの町債を活用してきた結果、毎年度町債の元利償還金が土地の売払収入や土地貸付収入を上回り累積赤字が増加しています。臨海部土地造成事業会計でも工業団地同様平成2年度から白老港背後地の造成に町債を活用してきた結果、平成10年度以降毎年度町債の元利償還金が土地貸付収入を上回り累積赤字が増加していますとこのように前回は財政の分析をしています。工業団地造成事業会計は造成を行った元年から繰上充用を行っていたということになります。

また臨海部土地造成事業会計は平成2年から9年までは黒字会計でしたが、平成10年度以降工業団地造成事業会計同様に繰上充用を行っております。その結果この2会計の累積赤字が地方健全化法によって白老町の財政が極めて厳しい状況になったとこのように分析しております。このときに不適正な会計処理はないものの報告書に指摘のある財政規律の緩みや課題があったと言わざるを得ないとそのように少しは反省しております。平成22年度後の第一次改定時にこの赤字解決策として第三セクター債の借入れを行い、今回この償還により一般会計を圧迫し再度財政健全化プランを策定しなければならない状況に陥ったそもそもの原因がこの繰上充用だと私は思っております。地方自治法施行令第166条の2会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに充当することができる。この場合においてはそのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないとされています。つまり繰上充用は法的に認められておりますが、町民からのパブリックコメントでは白老町これを恒常的に実施してきた、これが問題ではないかと指摘されております。実際に繰上充用を恒常的に行っていいものなののでしょうか。恒常的に行えるとするならどのような法令にうたわれているのかお伺いいたします。

また今回のこの繰上充用についてはなかなか財政改革プログラムの中でも、財政健全化プランの中でもきちんと議論はされてきてませんでしたけれども、きちんと分析し財政規律の緩みや課題を判断するときにはこの問題は必要だったのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

次に白老町財政健全化外部有識者検討委員会で指摘されたガバナンスの意味をお伺いいたします。町長は先ほどの答弁で4月から組織改正をいたしました、だから心配ありませんという答弁をいただきましたけれども、私はやはりガバナンス、統制・統治の劣化はまだ続いて思っております。組織というものはやはり人が動かすものです。機械と違いますからすぐに変わるものではないと思っております。ですから常に改革というのは、辞書で調べたのですが改革の革という字はかわと書くのです。なぜ革と書くかというと、武器を長年使っているとその革が緩んできたり古くなってきたりしてしまうのでそれを取りかえると。それが改めて革を取りかえる。それが改革なのです。つまり今まで慣れ親しんできたものはだめなのだと、やはり新しいものに変える勇気が必要なのだというふうに辞書のほうでは書いております。私もやはり宮脇教授の今回町長がこの検討委員会で指摘されたガバナンス、これについてまた別など

ころで本も出していらっしゃるのですけれども、そのガバナンスで3つの考え方を示しております。私は読ませていただきましたけど余り難しくてよくわかりませんでしたけれども、ぜひ読んでいただいて本当に必要なガバナンスというのはどういうものなのか。ガバナンスは生き物のように動いているというふうにもおっしゃっております。その辺をこれからどういうふうにされていくのか。その辺ももう一度お伺いしたいと思います。

2問目の最後の質問になります。平成23年12月定例会におきまして戸田町長は初めて議会に臨まれたときだと思うのですが、町長の所信表明の中で町政に挑む基本姿勢としてこのように述べておられます。「今白老町は財政再建というまち始まって以来の課題を克服したとはいえ、いまだ厳しい状況は続いております。」と述べています。平成23年12月です。「課題を克服したとはいえ」と町長はこのように述べているのです。はっきり申し上げます、町長になられて初めての議会ですし本当に白老町の財政のどのような状態だったのか、まだはっきりとわかっていらっしゃらなかったのかと私はそう思っておりますけれども、その後24年5月、白老町の財政、お金が足りなくなってしまうとこういうような状態が発覚したわけです。今改めて思い返し、この当時のまちの財政に対して戸田町長の認識は妥当だったと思いますか。今振り返ってみて町長はそのとき白老町の財政はどのような状態だったと認識していたのでしょうか。今はそれに対してどのようにお考えでしょうか。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（山本浩平君）　　ここで暫時休憩をいたします。

休　　憩　　午前10時59分

---

再　　開　　午前11時　9分

○議長（山本浩平君）　　それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは答弁のほうを順次お願いをいたしたいと思います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君）　　質問の中で特別養護老人ホーム事業会計のご質問がありましたので、そちらにつきまして私のほうからお答えさせていただきます。

寿幸園の関係でございますが対象者が出た場合においては入所判定会議というのを開催いたします。その時点で入所者を決定していくわけなのですが、この待機者の中で、先ほど議員から12月現在で74名という数字のお話がありました。その中でやはり特別養護老人ホームというのは介護度が原則高い方を入所させていくということで考えてございまして、施設のほうでも当然待機者の状況については把握してございまして、そういう介護度の高い方につきましては対象者が出たので入所についてどうですかという形でお話をさせていただくわけなのですが、そういう方々のほとんどは在宅で暮らしている方はほとんどいらっしゃらず、入院もしくは他の施設のほうに入所しているというのが現状であることになかなかそういう方々が寿幸園への入所に至っていないという現状がございまして。その中でもやはり次に介護度の軽い方たちを対象に入所をすぐさせるというような形で入所判定会議の中で決定をしております。寿幸園自体

は満床の50床が入所なさっている場合もございます。その中で入院患者が出た場合においては、その方々の分のホテルコストについては入ってこないものですから必然的に入所率が下がってくるという実態がございます。そういう形で常にうちのほうにつきましては対象者が出た時点で入所について早急に決めるように指導もしております。管内の場合はどうかということですが、管内の状況についてまでは当方では把握しておりませんが、町内にもう1つ特別養護老人ホームがございます。そちらのほうの入所判定会議の委員として町の行政職員が入って、この会議の入所の関係でいろいろ意見を述べさせていただいているのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 須田行政改革担当課長。

○行政改革担当課長（須田健一君） 関連しまして指定管理者の関係のご質問がありましたので私のほうからお答えしたいと思います。

まず指定管理者における事業の効果の評価等こういったものをどのように行っているかということの中でそういう指針等を設けているのかということでございますが、指定管理者の関係につきましては事業評価に関する基本方針、それから当然指定管理を進めていく上での事務処理要領等を定めてそれに従って随時行っているという状況になってございます。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 続きまして病院の関係のご質問でございます。

3点ほどございまして、まず1つは北海道家庭医療学センターあるいは支える医療研究所こういったところを知っているか、またはどういう取り組みをしているかというご質問でございます。まず最初に調べているかという部分では、これについては調べております。その内容はこういったものかという問いに関しては、全国の捉え方でございますけれども医療の大きな流れがございまして、重篤患者の受け入れについては急性期病院あるいは専門医とそういったところが大きな都市、また地域には密接した総合医、ご質問のあった総合医、家庭医そういった方々が地方にとってこれからは地域医療を担っていくのではないかという大きな流れがあります。その中でご質問にありました家庭医療学センター等については総合医として患者さんの年齢・性別・疾患・病気にかかわらず地域の住民の健康を守る、そして支える医師という形でそれぞれ取り組んでいるということで捉えてございます。そういう中であってただいま申し上げたところについては簡単に言いますと、古き時代はとにかく病院へ行けば、子供さんからおじいちゃん、おばあちゃんに至るまで先生一人で全ての診療を見ていただいたというそういう時代がありました。そういったことからそういった先生方が総合医という形でこれからもそういう対応をしていくというのは、こういう病院が担っているというふうには捉えています。さらにその病状によってはこれは専門医がきちんと紹介したほうがいいという判断をしたときは、その先生が専門医を紹介して対応するとこういった流れで実施されているということで私どもは捉えてございます。

3点目の提案のあった意見については後ほど町長のほうからお答え申し上げます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長

○企画担当課長（高橋裕明君） 続きまして補助金についてのご質問でございます。財政健

全化プランでは町が出す補助金の関係で示しておりますが、ただいまのご質問で町以外の補助金の獲得戦略についての考えということのご質問でございます。補助金につきましてはまずデータベース化しているか、一元管理しているか、行動指針を持っているかというようなご質問でございますが、補助金につきましてはかなり膨大なデータでございます町といたしましては固定的な補助金、毎年必ずあるような補助金につきましては各機関で発行しておりますハンドブックなどを活用して補助金の活用を考えております。もう一方で時代の流れですとか新しい政策ですとかそういうようないわゆる単発的な補助金というのがかなりつくられて毎年ありますけれども、そういうものについてはやはりその都度情報を収集しながら活用できるものを模索しているという状況でございます。ご質問にございました外郭団体の活用・連携そういうものの必要性は認識しております。そのほかに事前の補助金情報の獲得方法ですとか団体意向の把握、それから申請技術の向上などについても認識しているところであります。特に事前情報の獲得につきましては国、道の担当機関並びに民間の総合研究所等の事前情報を入手できるように、そことの交流を常日頃から図ってなるべく早い時点で情報を得てそれに対応するように努めているところであります。ですからいち早い補助金の情報を獲得して町内事業者等に情報を伝えながら実現可能性を検討して実施に移していきたいと。そのために情報源となる機関や人との情報交換を密にすることにより力を入れております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 私のほうから繰上充用の件について答弁させていただきます。繰上充用は西田議員述べていらっしゃったとおり工業団地特別会計、臨海部土地造成会計、過去においてはそのような対応を行ってまいりました。それにつきましてはやはり経済の影響から土地を売るというふうなことでの収入でしたので、土地を売らなければその返済をできないということで恒常的に繰上充用を行ってきたということでございます。その結果やはり一般会計に係る影響が出てきて国の健全化法に伴う連結赤字比率の関係上、第三セクター債を借りてただ今この2つの会計を廃止してしまして第三セクター債で償還しております。現状の財政健全化プランの中では1つの会計、介護老人保健施設きたこぶしでございますけれども繰上充用を23年度行って、24年度も繰上充用を行いましたけれども単年で見ると黒字を出しております。23年の赤字を引きずったものですからその部分をやらざるを得なかったという状況がございますけれども、それについてもきっちり分析をして現状では28年度までは何とか黒字化に向けて過去の借金もなくしていくというようなプランの中で考えておりますので、そういう課題も除いていくということでございますので今後においては恒常的に繰上充用を行うという特別会計については存在はしていかないと考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私からまず1項目目のトップセールスの一次から三次産業までを把握しているのかという質問であります。一次から三次まで白老町のたくさんの資源の中で各担当課が把握しております。ただ資源がたくさんありますのでその連携は大切だと考えており

ます。26年度には産業振興計画というのをつくって、その連携をもっともっと深めて同じ目標に向かって進めていきたいというふうに考えております。

また病院、医療の診療体制の話なのですが今局長がお話ししたとおりでございまして、病院のあり方や医療のあり方を総合的に検討してまいりたいと考えております。

ガバナンスの話であります。改革で革の話をしていただきまして勉強になりました。劣化というのは急に劣化するものではなく徐々に徐々に劣化するというお話もございました。行政の仕事はすぐ新しく変えられるものと歴史があって徐々に社会の情勢に合わせて変えていくものといういろいろあると思うのですが、政策調整会議と政策会議のあり方についてはまず決断するのに判断材料があります。この政策調整会議で判断材料を出していただいて政策会議で決断するという仕組みをつくりましたので、この辺は今までにない会議でありますので最終の決断についてはこういうやり方をとっております。その中で組織、統治の話もあったのですが仕組みはつくったのだけどやっぱりこれを動かすのは人でありますので、人材の育成についてもイコールと考えておりますのでこちらのほうにも力を入れていきたいというふうに思っております。

最後に財政の質問でございしますが、12月の会議は就任してから約1カ月後の会議でありまして当時も財政は厳しいというお話をさせていただいたところでもあります。ただ中に入ってきていろいろな面でさらに大変だというのは認識しているところでもあります。ただ財政は水ものだと思っておりますのでその時々にはいろいろな状況、社会の情勢もあって状況が変化するのも考えられるところでもありますので、それを踏まえてことしは財政健全化プランというものを足元を固めるために今取り組みにつかさせていただいたところでもあります。この中身は本当に町民負担も含めて行政ももっと襟を正してやらなければならないという内容でありますので、さらには危機意識を持って取り組んだところでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 3問目になりますのでよろしく願いいたします。

先ほどの老人ホームのことで担当のほうから答弁いただきましたけれども、東胆振管内の特別養護老人ホームの状況は把握していないという答弁いただきまして、町内に同じところがあるのでそこはちゃんとやっているということなのですからけれども、やはり私は町内同じところと言っても結局白老町の寿幸園をそこでやっているわけですから同じ業者だと思っております。やはりよりよい政策というか、物の考え方をするためには少なくとも、東胆振圏内にあるのであればそういうところもきちんと調査するべきだろうと私は思います。

それと指定管理についてなのですが、私は制度の意義、目的とマネジメントサイクル、これが必要だというふうに言ったつもりだったのです。確かに指定管理は大事なことですけれども、余りお金を削っても正直言って公共施設をやるわけですから安い人材でやればよいというわけでもない。そこのバランスが非常に大事なのですということを私は述べさせていただいたつもりだったのです。やはりこれからどんどん白老町の人口も減ってきて税収も減ってくる

中で指定管理というのはあくまでもやっていかなければならない1つの事業だと思っています。その中でやはり制度の意義と目的、そのマネジメントサイクル、これはバランスが非常に必要だと。そういう考え方はちゃんとあるのですかということをお伺いしたつもりでした。

最後の質問とさせていただきます。平成23年12月の定例会の所信表明の中で町長は、「白老町で生まれ育ち企業経営に携わってきた私に町民の皆様から求められたのは民間目線に立った経営感覚であります。」と述べております。また平成24年3月定例会の町政執行方針の中で最初のページでは、「私が先頭に立ちスピード感を持って対応していくことが不可欠であると考えております。」とも述べております。白老町財政健全化外部有識者検討委員会の答申の最初のページでも、「財政に関する根本的な課題の一つとして地域経営、財政経営に関するリスク認識と対応が十分ではなく、柔軟かつスピード感を持った対応が不足していること。」と指摘されています。つまり私も民間の経験から言わせていただきますと、民間目線に立った経営感覚その中で最も重要なことのひとつがスピード感だと思っています。町長にお伺いいたします。今回の貴重な町民からのご意見、具体的な提案、「検討していきます。」というような表現やくだりが非常に多いように思います。町長の民間目線に立った経営感覚を考えたとき、「検討してきます。」というような対応は非常に遅いように感じられますけれども町長はどのように思いますか。町長の民間経営のスピード感覚から見て、町長在籍中、今いらっしゃる在籍中のこのスピード感は、23年11月に町長になられて今までこのスピード感は適切だと感じられていますでしょうか。町長が所信表明の中で最終に述べているように、民間感覚を期待されてなられた町長です。それであればこのような行革このスピードで十分なのかどうか。今回のパブリックコメントのコメントの中で具体的な意見や提案がたくさんありました。私は本年度予算にもっと反映できるものがあつたように思っております。民間出身の町長にお尋ねします。本当にこのスピード感で十分なのでしょうか。

これで私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 西田議員、先ほどの特老の関係これも一応質問ということによろしいですね。東胆振圏内ぐらいは調査すべきだということと、あと指定管理の関係でマネジメントサイクルとのバランスのあれが必要だということも答えをいただいたほうがよろしいですね。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 特別養護老人ホームの関係、議員のほうから今提言をいただいたように、民間の他の施設の状況というのを知ることにも本当に大事なことだと思いますので、私のほうもどういう形で確認するかはまだここではちょっと即答はできませんが、そういう状況を知るといっても非常に大事ということで捉えさせていただいて今後施設の運営のほうに生かしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 須田行政改革担当課長。

○行政改革担当課長（須田健一君） 指定管理の関係でマネジメントとのそういったことを含めた考え方を持ちながら進めているのかということだと思いますが、そこにつきましては当然これまで多様化するという町民ニーズこういったもの、それから町民の利用の利便性だとか



そういう効果を求めながら指定管理者制度を活用しながら進めてきたと。その中でマネジメント、PDC、プラン・ドゥ・チェックだと思いますが、これまでも指定管理を続けてきた中でやはりその辺のさまざまな問題、課題というのは常に出てきますので、その辺は十分含めた中でこれからどういうふうに指定管理をしていくべきかということは常に指定管理者を選定する中でもその辺を意識した中で進めてきたという現状がございますが、これからも当然そこは現在においてもそういう中でまだ十分だということではないところがありましたら、その辺は見直しを図りながらやはりそこら辺の考え方を十分持って今後進めていきたいというふうに担当としては考えてございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今のスピード感と行革のお話にお答えしたいと思います。民間の会社経営の考え方の中に経営者はこれで大丈夫だ、これで満足だと思ったらその経営者はもうやめたほうがいいと本に載っていて全くそのとおりでなと思っております。会社の経営は利益が追求するのが使命だと思っております。行政は町民の幸せをつくるというのが使命だと思っております。この幸せの定義はいろいろあると思うのですが、会社は利益を追求するのにスピード感を十分持って社長の判断だけでできるものもありますが、行政に来てわかったことは行政の仕事というのは相手がある、これは例えば北海道であったり、町民であったり、国であったり、いろいろな民間企業であったり、連携をしながら進めていかなければならない事業というのが本当に多くあることを考えますと、スピード感持っていかなければならないと思っておりますしまだまだ足りないと自覚はしているところでありますが、相手のことを考えるというか相手と一緒にやっていく事業に対してはその辺の整合性をとりながら進めていかなければならないという仕事もございます。

あと「検討します。」という言葉は、「検討しないのですぐこれはやめます。」ということでは判断できると思いますが、町民の幸せを考えるときに「これはちょっと時間がかかるけど検討します。」ということでもありますので、やらないということではなくてどういう形でこれはできるのかということを考えますので、すぐにできるものはすぐやりたいと思いますが、これは時間を要する、いろいろな壁があって、それは財政なのか、相手なのかいろいろな場面がありますのでその辺は検討しながら進めていきたいというふうに考えております。西田議員言うとおりにスピード感を持ってもっともっと行革も進めていかなければならないと考えてはおりますが、現状の考えとしては今言ったとおりでございます。

○議長（山本浩平君） 以上で、民の会、西田祐子議員の代表質問を終了いたします。